

静岡県公安委員会・静岡県警察本部
における静岡県個人情報保護条例
に基づく処分に係る審査基準

平成18年4月

静岡県公安委員会・静岡県警察本部長

目 次

はじめに	1
第1 保有個人情報の開示・非開示に関する基本事項	1
1 開示・非開示の考え方	1
2 非開示情報の類型	1
第2 非開示情報	2
1 条例第17条第1号（法令秘情報）に基づき非開示とする情報	2
2 条例第17条第2号（開示請求者の生命・健康等を害するおそれがある情報）に基づき非開示とする情報	4
3 条例第17条第3号（開示請求者以外の個人情報）に基づき非開示とする情報	6
4 条例第17条第4号（事業活動情報）に基づき非開示とする情報	10
5 条例第17条第5号（犯罪の予防、捜査等情報）に基づき非開示とする情報	13
6 条例第17条第6号（審議、検討又は協議に関する情報）に基づき非開示とする情報	16
7 条例第17条第7号（事務又は事業に関する情報）に基づき非開示とする情報	18
第3 保有個人情報の部分開示	20
第4 保有個人情報の存否に関する情報についての基準	22
第5 他の法令による開示の実施との調整	23
第6 保有個人情報の訂正に関する基本事項	25
1 訂正の基本的考え方	25
2 法定代理人による訂正請求	25
3 訂正請求期間	25
第7 保有個人情報の訂正についての基準	26
第8 保有個人情報の利用停止に関する基本事項	28
1 利用停止の基本的考え方	28
2 法定代理人による利用停止請求	28
3 利用停止請求期間	28
4 保有特定個人情報の利用停止の基本的な考え方	29
第9 保有個人情報の利用停止についての基準	31
第10 適用除外	33

はじめに

本審査基準は、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 58 号。以下「条例」という。）に基づき静岡県公安委員会及び静岡県警察本部が行う保有個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

条例に基づく開示等の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

第 1 保有個人情報の開示・非開示に関する基本事項

1 開示・非開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や適正な取扱いを確認する上で重要な制度であるため、条例は、非開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例は、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 非開示情報の類型

条例第 17 条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、同条各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

なお、条例の非開示情報の構成は、基本的に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の不開示情報の構成に準拠している。また、情報公開条例と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

第2 非開示情報

1 条例第17条第1号（法令秘情報）に基づき非開示とする情報

【条例の定め】

（法令秘情報）

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報は非開示とすることを定めたものである。

【解釈】

(1) 法令等

「法令等」とは、法令又は条例をいう。

法令等には他の条例が含まれるが、この条例と他の条例とは、保有個人情報の開示に関して一般法と特別法の関係となるものであるため、当該他の条例が開示しないと定めた情報は、この条例において開示することができないものである。

(2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為

国の機関から法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって、開示してはならない旨が具体的に示されているもので実施機関が従う義務のあるものをいう。この場合の指示その他これに類する行為とは文書によりなされるもので、開示してはならない旨が明記されているものをいう。

実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為としては、例えば地方自治法第245条の7の規定による是正の指示、同法第245条の9第1項の規定により処理するに当たって準拠すべき基準として各大臣が定めたものが該当する。

なお、条文上「その他これに類する行為」としたのは、指示が地方自治法第245条第1号に規定する指示だけを意味するものではないことを明確にするためである。

(3) 開示することができないと認められる情報

法令等、基準又は指示の文言、趣旨等から明らかに本人に開示することができないと認められる情報をいう。具体的には、次のような情報が考えられる。

ア 明文で本人への開示が禁止されている情報

イ 個別法により守秘義務が課されている情報

ウ 手続の非公開が定められている調停等に関する情報

エ その他趣旨、目的からみて明らかに開示することができないと認められる情報

【運用】

地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定による処理基準の形式は告示等に限られていないので、通知として示される場合もあり得る。

また、実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示について、地方自治法第 249 条は、是正の要求、指示その他これらに類する行為については、書面によることを求めているので、権限のある者から書面で開示してはならないこととされている場合には、書面の内容を具体的に検討して慎重に判断を行うものとする。

2 条例第 17 条第 2 号（開示請求者の生命、健康等を害するおそれがある情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

（開示請求者の生命、健康等を害するおそれがある情報）

- (2) 開示することにより、開示請求者（第 15 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 4 号、次条第 2 項並びに第 25 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【趣 旨】

本号は、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

- (1) 開示請求者

条例第 16 条第 3 項参照。

- (2) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう

この条例は、法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）が本人に代わって開示請求をすることを認めている（条例第 15 条第 2 項）。

しかし、本人にとってみれば、たとえ代理人であっても知られたくない情報もあり得ることから、本人の権利利益が代理人に対しても保護されることを規定上明確にしたものである。

- (3) 生命、健康、生活又は財産を害するおそれ

生命、健康等を害する「おそれ」の有無の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

【運 用】

未成年者の法定代理人から開示請求があった場合には、次のとおり取り扱うものとする。

なお、保有特定個人情報について、任意代理人からの開示請求があった場合についても、必要に応じて、同様に扱うものとする。

- (1) 本人が満 15 歳以上である場合

保有個人情報の内容等から本号に該当すること又は該当しないことが明らかである場合を除き、本人の意思を確認する。

本人が開示に同意した場合には、原則として本号に該当しないものとする。ただし、本人の判断能力に個人差があることや、同意が真意に基づかないことも考えら

れることから、本号該当性を慎重に判断すること。

本人が開示に同意しない場合には、原則として本号に該当するものとする。

(2) 本人が満 15 歳未満である場合

特に必要があると認めるときに限り、本人の意思を確認するものとする。

意思確認を実施した場合には、回答内容を参考に本号該当性を判断すること。

(3) 回答がなかった場合の取扱い

意思確認を実施したが本人から回答がなかった場合であっても、必ずしも本人が開示に同意しているとは限らないので、保有個人情報の内容等を慎重に検討し、本号該当性を判断すること。

3 条例第 17 条第 3 号（開示請求者以外の個人情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

（開示請求者以外の個人情報）

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 34 条第 1 項及び第 55 条第 1 項に規定する者をいう。）である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

【趣 旨】

本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（本文）

ア 開示請求者以外の個人に関する情報

本号は、甲の加害行為について乙が実施機関に相談した際の相談記録を甲が開示請求をした場合など、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合を想定したものである。

「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に

関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、開示請求者はあくまで本人であるため（本条第2号）、法定代理人自身の個人情報が開示請求に係る本人の保有個人情報に含まれている場合には、本号にいう「開示請求者以外の個人に関する情報」に当たる。

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

本条第4号（事業活動情報）に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、第4号で判断することとしたため、本号の範囲から除外したものである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない情報もあり、それらは本号により開示するかどうか判断されることになる。

ウ 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

個人の人格と密接に関わる情報など、個人識別性のある部分を除いたとしても開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。開示請求者以外の個人が、開示請求者との関係について記した反省文などは、本号に該当する可能性がある。

(2) ただし書の規定

ア ただし書ア

法令等の規定や慣行により、現に本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報をいう。「慣行」とは、本人が当該情報を入手することが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として本人が知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

例えば、本人が自ら記載して実施機関に提出した申請書中に、配偶者の氏名、勤務先及び所得に関する情報が含まれていた場合には、本人はこれらの情報を当然知り得ているはずであるから、本ただし書に該当することとなる。

イ ただし書イ

開示することにより害される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回る場合には、当該保有個人情報を開示する正当性と必要性が認められることから、これを本号の非開示情報から除くこととしたものである。開示することが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより保護される利益との比較衡量によって判断されることになる。

ウ ただし書ウ

公務員等の職務遂行に係る情報は、当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示情報から除外するものである。ただし、次の(キ)、(ク)の理由から、当該公務員等の氏名に係る情報を開示することにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合や当該公務員等が警察職員である場合において

- は、当該公務員等の氏名に係る部分はただし書ウを適用しないこととする。
- (ア) 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員
一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれる。
- (イ) 独立行政法人等の役員及び職員
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員をいう。
- (ロ) 地方公務員法第2条に規定する地方公務員
地方公共団体のすべての公務員をいう。一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれ、地方議会の議員、附属機関である審議会の構成員の職で臨時又は非常勤の者及び臨時的任用の職員も含まれる。
- (ハ) 地方独立行政法人の役員及び職員
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。
- (ニ) 職とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名、補職名を含む。）をいう。
- (ホ) 公務員等の職務遂行に係る情報
公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらない。
- (ヘ) 公務員等の氏名に係る情報を開示することにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合
公務員等の氏名は職務の遂行者としての情報であるとともに、当該公務員等の私生活における個人識別のための情報でもあることから、氏名を開示することによって、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがある場合など、当該公務員等個人の権利利益を不当に害することがあり得る。このような場合には当該公務員等の氏名に係る情報は開示しないとするものである。この場合、「不当」であるかどうかは当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等に照らして判断することとなる。
なお、職に関する情報はその職務遂行に係る情報と不可分の要素であることから、特定の公務員等を識別できる場合であっても開示の対象となる。
- (ヘ) 警察職員
警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高い（本人や家族への嫌がらせ行為などにより私生活に影響を及ぼすおそれなど）ため、ただし書ウにより、一律に氏名を開示することはしないこととするものである。
したがって、警察職員の氏名に係る部分についてはただし書ウではなく、た

だし書ア又はイに該当するか否かで開示・非開示を判断することになる。

【運用】

(1) だし書イ

開示することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非開示にすることにより当該個人情報として保護されるべき利益との比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と非開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、開示する旨の決定をする場合には、条例第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

(2) だし書ウ

ア 条例第 17 条第 3 号だし書ウが適用されることになる保有個人情報は、平成 12 年 10 月 27 日以後に実施機関の職員が職務上、作成又は取得した保有個人情報である（条例附則第 4 項）。したがって、この日前に作成又は取得された保有個人情報については、条例第 17 条第 3 号だし書ア又はだし書イに該当するかどうかで開示・非開示の判断をするものとする。

イ 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には非開示となる。

4 条例第 17 条第 4 号（事業活動情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

（事業活動情報）

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣 旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する観点から、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、開示することが必要であると認められる場合を除き、非開示とすることを定めたものである。

また、実施機関の要請を受けて、法人等又は事業を営む個人が開示しないと条件で任意に提供した情報は、合理的な範囲で非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

(1) 法人その他の団体…に関する情報

「法人その他の団体」には、営利を目的とする株式会社、有限会社等の営利法人に限られず、民法法人、学校法人、宗教法人、特定非営利法人等も含まれる。また、権利能力なき社団も含まれる。

「法人その他の団体…に関する情報」とは、法人等の事業や組織に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

(2) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

「事業を営む個人」とは、地方税法第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業又は林業を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得など）は本規定に該当せず、第 3 号の開示請求者以外の個人情報で判断する。

(3) ただし書

開示することにより害される法人等又は事業を営む個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るときには、当該保有個人情報を開示する正当性と必要性が認められることから、これを本号の非開示情報から除くこととしたものである。開示することが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより保護される利益との比較衡量によって判断されることになる。

法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実には発生している場合のほか、その発生が蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、開示することによって法人等又は事業を営む個人の被る不利益を考慮してもなお必要である場合がこれに相当する。

ア 法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」には、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれる。

開示することにより、本号アの権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとする。

(ア) 権利利益を害するおそれがあると認められるもの

- a 宗教法人、学校法人等の活動状況のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの
- b 生産技術、販売、営業等に関する情報で、開示することが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるもの
- c 経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等又は個人のおそれにかかわらず開示することにより当該法人等又は個人の自治に対する不当な干渉となるもの

(イ) 権利利益を害するおそれがあるとは認められないもの

- a 法令等の規定により又は慣行として開示され、又は開示されることが予定されている情報
- b 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報
- c 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の負担をすることによって調査可能な情報

イ 非公開特約付きの任意提供情報

実施機関は法令等の根拠によらず、任意の協力により、事業を営む個人、法人等から情報を入手する場合があります、これらの情報が開示しないことを条件に提供されたものである場合、情報提供者の非開示の取扱いに対する期待と信頼は保護に値するものである。

このことから、非開示特約付きの任意提供情報の規定を設けたものである。

- (ア) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの
実施機関が法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、当該法人等又は個人が開示しないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合や法人等又は事業を営む個人が自己に有利な政策形成を求めて、その根拠資料を実施機関に自発的に提出した場合は、本号には該当しない。
- (イ) 法人等又は個人における通例として
客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種において、開示しないとする慣行が存在するかどうかを判断することとなる。
- (ウ) 当時の状況等
当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、他方において、その後の事情変更（例えば、その後に提供者自ら開示した場合や開示することについて提供者の承諾が得られた場合など）を勘案する余地も残す趣旨である。

【運用】

(1) ただし書

開示することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非開示にすることにより当該事業活動情報として保護される利益との比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と非開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、開示する旨の決定をする場合には、条例第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

- (2) 実施機関は、任意の情報提供を要請するに当たっては、相手方に本号の趣旨を説明し、開示しないことを情報提供の条件とする場合にはそのことを明らかにしておく必要がある。

なお、実施機関は、事務又は事業の執行に不可欠な情報の収集については、根拠規定を定め、それにより情報の収集を行うよう努めるべきである。

5 条例第 17 条第 5 号（犯罪の予防、捜査等情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

（犯罪の予防、捜査等情報）

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣 旨】

本号は、公共の安全と秩序を維持するため、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が含まれている保有個人情報には非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行は、公共の安全と秩序の維持の代表例であり、刑事法の執行を中心としたものに限定するものである。

したがって、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報や国税犯則取締法（明治 33 年法律第 67 号）に基づく犯則事件の調査に関する情報はこの規定の対象であるが、風俗営業等の許認可、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、この規定の対象ではなく、第 7 号の「事務又は事業に関する情報」により、開示・非開示を判断することになる。

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

イ 公訴の維持

提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。検察官の求めにより実施機関が行う公訴の維持を目的とした活動に係る事務は、本号に該当する。

ウ 刑の執行

死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料又は没収を執行することをいう。

エ 公共の安全と秩序の維持

本号に規定する「公共の安全と秩序の維持」とは、第 6 条第 2 項と異なり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を

中心としたものを意味するものである。

- (2) 支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示されれば公共の安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあり最悪の事態を想定した慎重な取扱いが求められることや開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報は非開示とするものである。

「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定したのは、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するのが適当であるとの考え方を表わしている。ただし、条例第45条第1項の規定により、個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、本号に該当する情報が含まれた保有個人情報の提示を求めることができる。

【運用】

- (1) 犯罪の予防、捜査等情報は次のようなものをいうが、捜査機関が作成又は取得したものに限らず、開示請求を受けた実施機関自らが作成し、又は捜査機関等から取得したもの、たとえば、火薬庫台帳、毒物・劇物台帳、麻薬・覚せい剤、大麻の取扱業者名簿なども該当する場合がある。
- ア 犯罪捜査等の事実又は内容に関する情報
 - イ 犯罪捜査の手法、技術、体制等に関する情報
 - ウ 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
 - エ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報
 - オ 被疑者、被告人の留置、勾留に関する情報
- (2) 静岡県公安委員会及び静岡県警察の保有する保有個人情報に含まれ得る情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。
- ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
 - ウ 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
 - エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
 - オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示す

ることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

(3) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記のとおり原則として本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

6 条例第 17 条第 6 号（審議、検討又は協議に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

（審議、検討又は協議に関する情報）

- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

本号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損われることのないようにする観点から定めたものである。県の機関等における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の県の機関等の内部情報の中には、開示することにより、次に掲げるおそれがあるものがあることから、これらの情報は非開示とすることを定めたものである。

ア 外部からの圧力、干渉等により県の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

イ 未成熟な情報であつて、開示されることにより県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

ウ 開示されることにより特定の者に不当に利益を与え又は不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解 釈】

- (1) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人

県の機関とは、県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

国及び他の地方公共団体とは、国及び他の都道府県、市町等の地方公共団体（地方自治法第 1 条の 3 第 1 項）をいい、大臣、知事、市町長のほか、それらの補助機関（職員）等を含むものである。

独立行政法人等とは、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。

地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。

- (2) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの内部又は他の機関との相互間の意味である。

(3) 審議、検討又は協議に関する情報

県の機関等の内部又は相互間における意見調整、打合せ、相談など、審議、検討又は協議という名称が用いられていないものも含まれる。また、情報には当該審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

(4) 「不当に」

審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することによる利益を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度のものである場合をいう。

7 条例第 17 条第 7 号（事務又は事業に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

（事務又は事業に関する情報）

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣 旨】

本号は、開示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は非開示とすることを定めたものである。

アからオまでは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上でグループ分けし、各グループごとに開示することにより生ずる典型的な支障を示したものであるが、開示することによる支障はこれらに限定されるものではない。

個人に対する評価、指導、相談等の事務において、開示することにより、関係者の協力を得られなくなり正確な事実の把握が困難になる場合など、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの要件に該当する場合は非開示とされる。

【解 釈】

(1) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。

(2) 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報だけでなく、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

- (3) 当該事務又は事業の性質上
当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合にのみ非開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。
- (4) 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
「適正」とは開示することによる支障だけでなく、開示することによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。
- (5) 監査、検査、取締り、徴税又は試験
指導監査、立入検査、各種取締り、租税の賦課・徴収、試験の実施等のほか、各種の監視・巡視等の事務が含まれる。
- (6) 契約、交渉、渉外又は争訟
県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が当事者となるものに限定される。
「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等の事務における相手方との話し合い、折衝、相談等をいう。「渉外」とは、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、式典、交際等の対外的事務をいう。「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立て等をいう。
- (7) 調査研究
調査研究とは、大学等の試験研究機関において行われる調査、研究、試験等をいう。
なお、一般の実施機関の行う調査研究に関する情報については、第6号の「審議、検討又は協議に関する情報」で判断することになる。また、取締りのための調査はア、契約のための調査はイに該当する。
- (8) 人事管理
職員の採用、退職、異動、懲戒、分限等をいう。
人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。
- (9) 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業
地方公営企業法等の適用される事業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業をいう。地方公営企業の場合は事業活動情報と基本的には共通するものの、地方公共団体が経営していることに照らして説明責任の観点を重視した判断が必要になるため、別に規定したものである。

第3 保有個人情報の部分開示

【条例の定め】

(部分開示)

第18条

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を定めるとともに、開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記録されている場合で、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して除くことができるときには、個人識別性のある部分を除いて開示する義務があること及びその要件を定めたものである。

【解釈】

(1) 部分開示（第1項）

ア 開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合

条例第17条では、保有個人情報に全く非開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

イ 容易に区分して除くことができるとき

当該保有個人情報のどの部分が非開示情報に該当するのかを概念上区分けすることが困難である場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

電磁的記録を開示する場合には、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分の区分自体は容易であっても分離が技術的に困難な場合があり得るが、その場合については開示しない旨の決定を行うことになる。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報の部分開示の扱い（第2項）

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（氏名など）とその他の部分（家庭状況、資産状況など）とから成り立っており、その全体が一つの非開示情報を構

成するものである。個人を識別させる部分を除くことにより誰の情報であるか識別できなくなれば、その他の部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるものと考えられるが、反省文など個人の人格と密接に関連する情報のように個人識別性のある部分を除いても、開示することが適当でないものもある。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限って、部分開示の規定を適用することとしたものである。

【運用】

保有個人情報が記録された公文書を部分開示する方法

(1) 文書又は図画（文書及び図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）

ア 閲覧

(ア) 非開示部分がページ単位に記録されている場合

- a 非開示部分のみを取り外すことが可能なものは、非開示部分を取り外す。
- b 袋とじを行ったもの、契約書のように割印を押したもの又は用紙の表・裏に記録されているものなど非開示部分のみを取り外すことができないものは、非開示部分を閉鎖する。

(イ) 開示部分と非開示部分とが同一ページに記録されている場合

非開示部分を覆って判読できないようにする。

(ウ) 原本によらず写しにより閲覧に供する場合

前記イによるか、非開示部分を塗りつぶし判読できないようにする。

イ 写しの交付

前記アで得られたものを乾式複写機により複写し、交付する。

(2) スライド、映画フィルム

ア 視聴

それぞれ映写機等の通常の用法により行う。ただし、視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して分離することができる場合に限る。

イ 写しの交付

前記アで得られたものを複写し、交付する。

(3) 電磁的記録

ア 閲覧（用紙に出力したもの）

用紙に出力したものを提示することにより行う。その一部を閲覧に供する方法は前記(1)のアによるものとする。

イ 閲覧又は視聴（用紙に出力したもの以外のもの）

再生用の専用機器の通常の用法により行う。ただし、閲覧又は視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して分離することができる場合に限る。

ウ 写しの交付

(ア) 前記アで得られたものを乾式複写機により複写し、交付する。

(イ) 前記イで得られたものを電磁的記録媒体に複写し、交付する。

第4 保有個人情報の存否に関する情報についての基準

【法令の定め】

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対する決定は、当該開示請求に係る保有個人情報を特定した上で、①不存在を理由とする非開示、②非開示情報該当性の判断に基づく開示、部分開示又は非開示、③非開示情報についての公益上の裁量的開示とすることが原則である。しかし、例外的に、開示請求に係る保有個人情報の存否自体を明らかにすることによって、非開示情報として保護すべき利益が害されることになる場合がある。

本条は、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。

【解釈】

開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとき

開示請求に対し、当該保有個人情報は存在するが非開示とする又は当該保有個人情報は存在しないと回答するだけで本来非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

【運用】

- (1) 保有個人情報が存在しなければ不存在とし、保有個人情報が存在すれば存否応答拒否としたのでは、存否応答拒否をすれば保有個人情報が存在することを開示請求者に推測させてしまうことになるので、実際に保有個人情報が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をするものとする。
- (2) 実施機関の職員は、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨にかんがみ、その場で保有個人情報の存否を明らかにしないよう留意するなど慎重な対応をする必要がある。
- (3) 本条の具体例としては、個人の病歴に関する情報（条例第17条第2号）、犯罪の内偵捜査に関する情報（同第5号）、表彰対象者の選考過程の情報（同第7号）などが考えられるが、本条は開示請求に対する応答の例外規定であることから、実施機関は、その適用に当たっては慎重に判断するようしなければならない。また、適用する際には、当該開示請求に係る保有個人情報が仮に存在したとしても、どの非開示条項に該当し、当該保有個人情報の存在又は不存在を明らかにすることがどうして非開示情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。

第5 他の法令による開示の実施との調整

【法令の定め】

(他の制度との調整)

第43条

法令等の規定により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）を閲覧し、若しくは縦覧し、又は保有個人情報が記録された公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該保有個人情報の開示については、当該法令等の定めるところによる。

- 2 法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該法令等の定めるところによる。
- 3 法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができる。この場合において、第28条第1項又は第35条第1項の規定の適用については、法令等の規定により受けた開示は、第26条第1項の規定により受けた開示とみなす。
- 4 保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない

【趣 旨】

本条は、法令等の規定により、自己の保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関する手続が定められている場合には、当該法令等を優先して適用する旨を定めるものである。

保有特定個人情報については、本条の対象から除外し、本条例と他の法令のいずれかの制度においても、自己に関する保有特定個人情報の開示請求ができる旨を定めたものである。

【解 釈】

(1) 法令等による閲覧制度がある場合（第1項）

保有個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付に関する手続が、法令又は他の条例に規定されている場合におけるこの条例と当該法令又は他の条例との適用関係について定めるものであり、法令又は他の条例が閲覧等の方法、期間又は範囲を定めている場合は、その限りにおいてこの条例による保有個人情報の開示はしないこととしたものである。

なお、保有特定個人情報については、番号法附則第6条第6項において、情報提供等記録開示システムを利用した開示の仕組みを予定しており、同システムでは請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示に要する時間も極めて短時間となることを想定している。そのため、他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられることなどから、番号

法第 32 条の趣旨を踏まえ、本項の適用除外としたものである。

(2) 法令等による訂正・利用停止制度がある場合（第 2 項）

法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合には、当該法令等を優先して適用する旨を定めるものである。

(3) 法令等の規定により開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合の調整（第 3 項）

本項は、法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができることを定めるものである。

「当該法令等に反しない限り…請求をすることができる」を反対解釈すると、当該法令等に反する場合は、この条例による訂正・利用停止請求をすることはできない、即ちこの条例による訂正・利用停止請求権が発生しないということになる。

本項にいう「当該法令等に反しない限り」とは、明文で訂正・利用停止が禁止されている場合をいうものであり、このような場合において、この条例に基づく訂正・利用停止の請求がなされたときには、当該請求を却下することとなる。なお、明文の規定はないが、当該法令等が訂正・利用停止を禁止する趣旨であると解される場合において、訂正・利用停止の請求がなされたときには、請求を受理した上で、「請求に理由がない」としてこれを棄却することとなる。

(4) 情報公開条例との調整（第 4 項）

保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例による請求はできない旨を定めるものである。

【運 用】

(1) 法令等による閲覧制度等がある保有個人情報でも、次のような場合にはこの条例が適用されることとなる。

ア 法令等が閲覧又は縦覧の手続のみを定めている場合において、保有個人情報が記録された公文書の写しの交付の請求があったとき。

イ 法令等が保有個人情報が記録された公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手続のみを定めている場合において、保有個人情報の閲覧の請求があったとき。

ウ 法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に保有個人情報の開示の請求があったとき。

エ 法令等が閲覧等の対象とする保有個人情報の部分を限定している場合において、それ以外の部分に対する開示の請求があったとき。

(2) 第 1 項の「法令等」と自動車安全運転センター法

第 1 項の「法令等」には自動車安全運転センター法（昭和 50 年法律第 57 号）が含まれ、自動車安全運転センターが、同法の規定により、経歴証明業務、交通事故証明業務として本人の求めに応じて交付している書面に記載されている個人情報については、これと同一の方法による開示は行わないこととなる。

第6 保有個人情報の訂正に関する基本事項

1 訂正の基本的考え方（条例第28条第1項）

(1) この条例の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報

訂正請求の対象は、条例第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に限られるということ、即ち開示前置という趣旨である。これは、訂正請求の対象となる保有個人情報は明確に特定されている必要があることによる。したがって、この条例による開示によらないで自己の保有個人情報が事実でないことを知った場合は、直接本条の規定による訂正請求をすることはできず、あらためてこの条例による開示を受ける必要がある。ただし、法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手續の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができることとした（条例第43条第3項）。この場合において、条例第28条第1項又は条例第35条第1項の規定の適用については、法令等の規定により受けた開示は、条例第26条第1項の規定により受けた開示とみなすこととしており、このような保有個人情報についてはあらためてこの条例による開示を受ける必要はない。

(2) 保有個人情報の内容が事実でない

「事実」とは、客観的に判定される真実の情報をいう。

「保有個人情報の内容が事実でない」とは、氏名、住所、生年月日、資格、学歴等その正誤を客観的に判定することができる事柄に誤りがあることをいう。

この条例は、保有個人情報の内容が適正な評価に基づくものでないと思料するときにも訂正請求ができるとしたものではなく、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項についてなされた訂正請求については、基本的に拒否をすることとなる。

(3) 訂正（追加又は削除を含む。）

訂正とは、事実と合致していない保有個人情報を事実と合致させることをいい、事実と合致していない情報を事実と合致するように修正することのほか、記載が不十分である場合に不足している内容を加えること、事実と合致していない情報を削ることが含まれる。

2 法定代理人による訂正請求（条例第28条第2項）

本項は、開示請求と同様に、本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人）が、本人に代わって訂正請求をすることができる旨を定めたものである。

3 訂正請求期間（条例第28条第3項）

本項は、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行ななければならない旨を定めたものである。これは、時間の経過とともに、保有個人情報の内容が開示時点の内容から変化する可能性があることを考慮したものである。

なお、本項は、90日を経過した後に保有個人情報の内容が事実でないと思料するに至った場合に、再度開示を受けた上で訂正請求をすることを妨げる趣旨ではない。

第7 保有個人情報の訂正についての基準

【法令の定め】

(保有個人情報の訂正義務)

第30条

実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【趣旨】

実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないとしたものである。

【解釈】

(1) 事実の調査

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求の趣旨が事実と合致するか否かを調査する必要がある。調査の方法は、当該保有個人情報の内容や利用目的により異なるが、訂正請求書に記載された「訂正請求の趣旨及び理由」を基に、関係資料の確認、関係者からの事情聴取等の方法により行うこととなる。

なお、「保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定した趣旨から、調査は利用目的の達成に必要な範囲で行えば足りる。

(2) 当該訂正請求に理由があると認めるとき

「理由があると認めるとき」とは、当該訂正請求に訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいう。

(3) 利用目的の達成に必要な範囲内で

「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、保有個人情報の利用目的に応じて、その達成に必要な範囲内で訂正をする必要があることをいうものである。

これは、実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとともに（条例第5条第2項）、利用目的の達成に必要な範囲内で保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努める（条例第8条）とされていることから、保有個人情報の訂正も利用目的の達成に必要な範囲内で行うこととしたものである。

したがって、請求者がより詳細に記載することを請求した場合であっても、利用目的との関係において請求の趣旨に沿うまでの内容を記録する必要がある場合には、請求を拒否することとなる。また、保有個人情報の内容を現在の実事と合致させるように請求された場合であっても、過去の特定時点における事実を記録しておく必要がある場合には、現在の実事に合致するように訂正する必要はない。

(4) 訂正の方法

訂正の具体的な方法は、訂正する内容や保有個人情報が記録されている媒体に応じ、適切な方法により行うこととなる。

具体的には、次のような方法が考えられる。

- ア 訂正する保有個人情報に二本線を引き、余白部分に新たに記載する方法
- イ 訂正する保有個人情報を電磁的に削除し、新たに入力する方法（電磁的記録の場合）
- ウ 別紙に保有個人情報が事実でない旨及び訂正後の内容を記載し、訂正する保有個人情報が記録された公文書に添付する方法

(5) 訂正の効果が及ぶ範囲

訂正は、保有個人情報の正確性を確保する観点から行うものであり、その効果が及ぶ範囲は、訂正請求を受けた保有個人情報自体である。したがって、訂正請求がなされる前の時点において、当該保有個人情報に基づいてなされた行政行為（処分）の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

例えば、県税の課税台帳においてある個人に対する課税の根拠となる記録が事実と異なっていたため、税の賦課決定に税額の誤りがあった場合、この条例に基づき当該記録を訂正したとしても、当該賦課決定は、権限ある者によって取り消されるまでは有効である。

【運用】

訂正請求を端緒として、他の保有個人情報に事実の誤りがあることが判明した場合には、その利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

第8 保有個人情報の利用停止に関する基本事項

1 利用停止の基本的考え方（第35条第1項）

(1) この条例の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報
第6の1(1)を参照。

(2) 次の各号のいずれかに該当すると思料するとき

利用停止請求ができるのは、次のいずれかに該当すると思料する場合である。

ア 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき

イ 条例第5条第2項の規定に違反して保有されているとき

ウ 条例第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき

エ 条例第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき

オ 条例第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき

(3) 当該各号に定める措置

請求できる措置は、(2)ア～エについては「利用の停止又は消去」、(2)オについては「提供の停止」である。(2)オについて「消去」が含まれていないのは、実施機関は、提供先が保有する個人情報の消去権限を有していないからである。

なお、請求者は、(2)ア～エについて請求する場合において、「利用の停止を求める」、「消去を求める」、「利用の停止又は消去を求める」というように求める措置の内容を選択することができる。

利用停止の具体的な方法については、第37条の解釈を参照。

(4) 予防的な請求

本項の「されたものでないとき」、「されているとき」及び「されたとき」という規定振りから明らかなように、利用停止請求は、現に保有個人情報の取扱いがこの条例に違反する状態となっている場合にすることができるものである。

したがって、予防的な請求（将来の取得、保有、利用又は提供の差止請求）は認められない。

2 法定代理人による利用停止請求（第35条第2項）

本項は、開示請求と同様に、本人の法定代理人が、本人に代わって利用停止請求をすることができる旨を定めたものである。

3 利用停止請求期間（第35条第3項）

本項は、利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない旨を定めたものである。これは、時間の経過とともに、保有個人情報の取扱方法が開示時点の方法から変化する可能性があることを考慮したものである。

なお、本項は、90日を経過した後に保有個人情報が適法に取り扱われていないと思料するに至った場合に、再度開示を受けた上で利用停止請求をすることを妨げる趣旨ではない。

4 保有特定個人情報の利用停止の基本的な考え方（第 35 条の 2 第 1 項）

条例は、適法取得に対する違反、保有制限に対する違反、取得制限に対する違反、利用制限に対する違反、提供制限に対する違反があったと思料するときに、利用停止請求をすることができることを認めている。

特定個人情報の収集、保管、提供、記録については、番号法の規定が優先されることから、条例に規定していないが、番号法の規定に違反している場合についても、番号法第 32 条の趣旨を踏まえ、利用停止請求を認めたものである。

なお、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときに想定されない。また、仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等記録を利用し続ける必要性が高いことなどから、利用停止請求を認めないこととしたものである。

(1) この条例の規定により開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報
第 6 の 1 (1) を参照。

(2) 次のいずれかに該当すると思料するとき

ア 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき（適法取得に対する違反）

イ 第 5 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき（保有制限に対する違反）

ウ 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定に違反して取得されたとき（取得制限に対する違反）

エ 第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき（利用制限に対する違反）

オ 条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき（提供制限に対する違反）

カ 番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき

番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合のみ特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集・保管できるという番号法第 20 条の規定に違反して収集・保管を行っている場合をいう。

キ 番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

番号法第 19 条第 12 号から第 15 号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又は提供を受けることができる場合のみ特定個人情報ファイルを作成できるという番号法第 29 条の規定に違反して特定個人情報ファイルを作成している場合をいう。

(3) 当該各号に定める措置

請求できる措置は、(2)ア～カについては「利用の停止又は消去」、(2)キについては「提供の停止」である。(2)キについて「消去」が含まれていないのは、実施機関は、提供先が保有する特定個人情報の消去権限を有していないからである。

なお、請求者は、(2)ア～カについて請求する場合において、「利用停止を求める」、

「消去を求める」、「利用の停止又は消去を求める」というように求める措置の内容を選択することができる。

利用停止の具体的な方法については、第 37 条の解釈を参照。

(4) 予防的な請求

本項の「されたものでないとき」、「されているとき」及び「されたとき」という規定振りから明らかなように、利用停止請求は、現に保有個人情報の取扱いがこの条例に違反する状態となっている場合にすることができるものである。

したがって、予防的な請求（将来の取得、保有、利用又は提供の差止請求）は認められない。

5 保有特定個人情報代理人による利用停止請求（第 2 項）

本項は、開示請求と同様に、本人の法定代理人又は任意代理人が、本人に代わって利用停止請求をすることができる旨を定めたものである。

6 利用停止請求期間（第 3 項）

本項は、利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない旨を定めたものである。これは、時間の経過とともに、保有特定個人情報の取扱方法が開示時点の方法から変化する可能性があることを考慮したものである。

なお、本項は、90 日を経過した後に保有特定個人情報が適法に取り扱われていないと思料するに至った場合に、再度開示を受けた上で利用停止請求をすることを妨げる趣旨ではない。

第9 保有個人情報の利用停止についての基準

【法令の定め】

(保有個人情報の利用停止義務)

第37条

実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないとしたものである。

【解釈】

(1) 利用停止義務

ア 当該利用停止請求に理由があると認めるとき

「理由があると認めるとき」とは、当該利用停止請求に利用停止を行うに足る正当な理由がある場合をいう。

利用停止を行うか否かは、利用停止請求に係る保有個人情報の取扱実態等を踏まえ、個々に判断することとなる。

イ 当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止をしなければならない。

「適正な取扱い」とは、実施機関に対して課せられた規律を遵守して個人情報を取り扱うことをいうものである。

本条の規定振りから明らかなように、利用停止は「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」行うこととなる。つまり、請求者が保有個人情報の消去を請求した場合であっても、利用の停止を行えば適正な取扱いを確保できる場合には、利用の停止を行えば足り、消去するまでの必要はない。

例えば、映像データなど一のデータファイルに複数の保有個人情報が一体的に記録されている場合のように、利用停止請求に係る保有個人情報のみを消去できない場合は、当該保有個人情報の利用の停止（記録媒体のラベルに当該保有個人情報を利用してはならない旨を明示するなどの措置を講ずる。この場合、当該保有個人情報は記録されていないものとして事務を遂行しなければならない。）をすることとなる。

また、A室が取得した保有個人情報（例えば申請書原本）をB室が違法に目的外に利用していた場合には、B室がA室から入手した保有個人情報（例えば申請

書写し)を消去することとなるが、A室が保有する保有個人情報(申請書原本)を消去する必要はない。

ウ 利用停止の方法

利用停止は、利用停止する保有個人情報の取扱状況や保有個人情報が記録されている媒体に応じ、適切な方法により行うこととなる。具体的には、次のような方法が考えられる。

(ア) 利用又は提供の停止

- a 保有個人情報が記録されたデータベースへのアクセスを禁止する方法
- b 定期的な文書の送付を中止する方法

(イ) 消去

- a 該当部分を黒塗りする方法
- b 電磁的に消去する方法(電磁的記録の場合)
- c 保有個人情報が記録された公文書ごと廃棄し、新たに公文書を作成し直す方法

エ 利用停止の効果が及ぶ範囲

利用停止は、適法でない個人情報の取扱いを是正するために必要な範囲で行うものであり、その効果が及ぶ範囲は、請求を受けた当該保有個人情報自体である。したがって、利用停止がなされる前の時点において、当該保有個人情報に基づいてなされた行政行為(処分)の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

また、実施機関は、複数の保有個人情報を一斉に取り扱っていることが通例であるが、ある個人からの請求に基づき保有個人情報の利用停止を行った場合に、それと同様に取り扱われている他の個人を本人とする保有個人情報について当然に利用停止をする義務を負うものではない。この場合、実施機関は、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、自主的に他の保有個人情報の取扱いを見直す必要がある。

(2) 事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

利用停止は「実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保」のために行うものであり、請求により条例違反の事実が明らかになれば、実施機関は基本的に利用停止を行うべきである。しかし、軽度の条例違反があった場合でも、必ず保有個人情報の利用停止を行わなければならないとすると、「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす」事態に至る可能性も否定できないことから、本ただし書を設けたものである。

「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる」とは、単に事務上の支障があるだけでは足りず、利用停止をすることにより事務の目的が達成し得なくなってしまう場合など、利用停止を行わないことが社会通念上正当であると客観的に判断される場合をいう。

本条ただし書は、「当該実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保」の要請と「事務の適正な遂行」の要請とを比較衡量し、後者が上回る場合には、例外的に請求を拒否できる旨を定めるものである。

第10 適用除外

【法令の定め】

(適用除外)

第3条

この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この項において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報並びに同法第25条の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (2) 静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第2条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 静岡県立中央図書館その他の県又は国立大学法人等の施設において県民の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

2 第3章の規定は、行政機関個人情報保護法その他の法律の規定により同法第4章の規定が適用されないこととされた個人情報（前項第1号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

【趣旨及び解釈】

本条は、統計法等に基づく統計調査に係る個人情報等について、この条例の規定を適用しないこととするとともに、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定が適用されないこととされた個人情報について、条例第3章の規定を適用しないこととしたものである。

(1) 条例が適用されない個人情報

ア 統計調査に係る個人情報（第1項第1号及び第2号）

統計法等に基づく統計調査に係る個人情報について、この条例の規定を適用しないこととしたのは、次の理由による。

- (ア) 統計調査等に係る個人情報は、統計の作成のために処理され、個人が識別されない形で利用されることが前提となっていること
- (イ) 統計調査等に係る個人情報については、統計法等において、秘密の保護等の仕組みが既に存在しており、その体系の中で管理されていること

イ 静岡県立中央図書館等の施設において県民の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報（第1項第3号）

本号により、この条例の適用が除外されるのは、「静岡県立中央図書館等の施設において…管理されている公文書に記録されている個人情報」である。したがって、これらの個人情報と同じものをこれらの施設以外で管理している場合には、本号は適用されない。また、静岡県立中央図書館等の施設において管理されてい

る公文書であっても、図書館の貸出カードや利用者名簿のように、県民の利用に供することを目的としていない公文書に記録された個人情報については、この条例の適用がある。

(2) 条例第3章が適用されない個人情報（第2項）

ア 行政機関個人情報保護法に定められた個人情報

行政機関個人情報保護法第45条第1項は、刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る個人情報について、同法第4章の規定を適用しないこととしているが、本項により、これらの個人情報は条例第3章の適用が除外されることとなる。

これは、これらの個人情報の中には、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報が含まれており、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

なお、これらの個人情報の中には、刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等の対象となった者以外の者に係る個人情報も含まれ得るが、適用除外とする範囲は、当該裁判、処分又は執行等の対象となった者に係るものに限られる。

イ 行政機関個人情報保護法施行整備法に定められた個人情報

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）の制定に伴い、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類、漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第4項に規定する免許漁業原簿等、独自の完結した開示等の制度の下にある文書等に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定が適用されないこととされた。

県においても、上記の個人情報を保有していることから、国の制度との整合を図り、これらの個人情報について条例第3章の規定を適用しないこととした。

【運用】

(1) 第1項第3号が適用される施設とは、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸出すことを業務としている施設をいい、次のようなものがある。

- ・県民サービスセンター
- ・各財務事務所及び北遠農林事務所の行政資料コーナー
- ・県立中央図書館
- ・県総合教育センター

(2) 刑事訴訟法第53条の2において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を適用除外としていることとの関係について

刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されている

ものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類に記載されている保有個人情報については、法と同時に成立した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第13条により、刑事訴訟法第53条の2第2項が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物に記載されている個人情報については、」法第4章の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記載されている保有個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記載されている保有個人情報についても、法第4章の適用除外であると解される。